

#12

人材開発 統括官

Director-General for Human Resources Development

明日を拓く人を創る

私たちの使命 Our Mission

働く自分をデザインし、技能や知識を身につける。職業能力の開発・向上に向けた支援を通じて、働く人の未来への挑戦にしっかり寄り添うことで、すべての人が持っている能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできる社会の実現を目指します。

部署の所掌分野

■ ハロートレーニング(公的職業訓練)の実施

再就職を目指す方、職場でスキルアップを目指す方、障害のある方等を対象として、再就職やスキルアップに向けたハロートレーニングを実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を提供するとともに、中小企業等の方々の支援を実施しています。

■ 企業による人材育成の支援

企業が従業員に対して実施した訓練費用等に対する助成(人材開発支援助成金、認定職業訓練制度)を通じ、人材育成に力を入れる企業を支援しています。

■ 発展途上国への技術協力

発展途上国等の外国人を一定期間日本に受け入れ、OJTを通じた技能移転を行う技能実習制度等により、発展途上国等の経済発展を担う人材育成に貢献しています。

■ 個人の主体的なキャリア形成支援・若者の就職支援

将来のキャリア設計や能力証明に活用できるジョブ・カードの活用促進や、労働者が受講した講座の訓練費用の一部を助成する教育訓練給付等を通じて、個人の主体的なキャリア形成を支援しています。また、若者の安定した雇用を確保するため、きめ細かな就職支援に取り組んでいます。

■ 職業能力評価と技能振興

国や都道府県が実施する技能検定や企業・業界単位での検定制度の推進により、個人の能力が客観的に評価される枠組を整備するとともに、技能競技大会を通じた技能振興に努めています。

Hot Topics

■ 働く人のキャリアアップ・スキルアップの支援

技術革新や経済社会の変化に対応し、働く人がその能力を最大限に発揮するためには、個人の主体的なキャリア形成支援や社会人の「学び直し」の支援が重要です。

このため、厚生労働省では、教育訓練給付対象講座の質・量両面の充実に取り組むとともに、キャリアコンサルティング(職業選択や職業生活の設計等について相談・助言を行うこと)

の普及やジョブ・カードの活用促進にも取り組んでいます。

また、人生100年時代を見据えた「人づくり革命」を推進するため、平成29年9月に総理のもとに設置された「人生100年時代構想会議」では、「リカレント教育」がテーマとなっており、何歳になっても学び直しができる環境整備に向けて、人材開発施策の更なる強化に取り組んでいきます。

政策紹介

01 再就職やスキルアップに向けたハロートレーニングの充実

産業界や地域の人材ニーズに応じた多様な訓練を提供するため、都道府県、民間教育訓練機関等と連携し、効果的なハロートレーニングの実施を図っています。特に、国家資格の取得等により非正規雇用労働者等を安定した雇用につなげるための1~2年の長期の訓練コースの推進や、子育て中の女性の再就職に向けた訓練コースの充実を図っています。

また、働く方々に対し、仕事に必要な専門知識や技術の向上を図るためのハロートレーニングを実施し、企業における生産性や技能・技術の向上を支援しています。

さらに、公的職業訓練の認知度を上げ、真に必要な方に利用いただけるよう、愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」やロゴマーク「ハロトレくん」も活用して積極的な広報に努めています。



▲3Dプリンタで作成したハロトレくん(3次元CAD活用術のコースを開講する訓練校において作成)



02 若者の就職支援

若者の安定した雇用を確保するため、新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等において、きめ細かな就職支援を行っています。また、若年者雇用対策法に基づき、就職という人生の大きな転機において、若者が適切な職業を選択し、活躍できる職場を見つけてもらうための環境整備を進めています。

また、若年無業者等への支援については、「地域若者サポートステーション」において、地方公共団体と協働し、個々の状況に応じた専門的な相談支援などに加え、就職氷河期世代の無業者の自立に向けた効果的な支援手法の開発に着手しています。

03 技能検定試験と技能の振興

技能検定試験は、機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニング等約130の職種において、働くうえで必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。学生や若者が目標を持ってスキルの向上を図れるよう、支援しています。

また、次世代のものづくりを担う若者が「技」の日本一を競い合う技能五輪全国大会の開催や、卓越した技能を持ち、その道で第一人者と目されている技能者を表彰する「卓越した技能者(現代の名工)」



表彰制度により、技能水準の向上や技能の振興を図っています。今後は、2023年の技能五輪国際大会の日本・愛知県での開催に向けて、招致活動に全力で取り組むとともに、国内の技能尊重機運の醸成等を図っていきます。



■ 外国人技能実習法の適正な運用確保

技能実習制度は、発展途上国の方々が日本の企業等で実習を受け、本国に帰って学んだ技能や知識を生かして活躍してもらうことを目的とした国際貢献のための仕組みです。

しかしながら、一部にはこの制度の趣旨を理解せず、賃金不払い等の労働関係法令違反等、不適正な受入れが行われているとの指摘があったことを踏まえ、平成29年11月に外

国人技能実習法[※]が施行されました。

法律では、監理団体の許可制の創設や制度の運用を担う新法人の創設により、管理監督体制の強化を図るとともに、優良な監理団体等については実習期間の延長等を認めることとしており、新制度の下、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に貢献していきます。

[※]外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律